

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月8日

□中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等 ◎ 知事 ○ 市区町村長等	
2. 都道府県名	和歌山県	
3. 市区町村名		和歌山県知事
4. 届出番号	1	執行機関名
5. 独自利用事務の事例番号	113-2-1 (2)	事務
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010600/02_gyosei/dokujiryojimu/main.html	

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に係る事務であつて主務省令で定めるもの	高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。)第2条に規定する高等学校等をいふ。以下同じ。)に在学する生徒又は学生の保護者等(就学支援金法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいふ。)に対する規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項 91	
③ 番号法別表第2の項 113	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分	和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第1項事項(1)高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。)第2条に規定する高等学校等をいふ。以下同じ。)に在学する生徒又は学生の保護者等(就学支援金法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいふ。)に対する規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第1条	和歌山県高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)交付要綱第1条 第一条 知事は、高等学校等就学支援金に準じる高校生等が、高等学校等に授業料以外の教育に必要な経費を負担する保護者等(以下「給付金」という。)を支給することにより、保護者の教育に対する経済的負担の軽減を図り、もつて教育の機会均等の確保を図ることを目的として、その支給に際しては、高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)又は高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱令和2年4月1日文部科学大臣決定(以下「専攻科交付要綱」という。)及び高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)の取扱いについて(通知)(令和2年4月7日文部科学大臣第56号)に定めるところによる。
⑥ 事務の趣旨又は目的 ⑦ 独自利用事務の関連規範	和歌山県高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)交付要綱 和歌山県高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)交付要綱